

○水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例施行規則

令和2年3月31日

水戸市規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例（令和元年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止の適用除外)

第2条 条例第5条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設の用として使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めるとき。

(勧告及び命令)

第3条 条例第6条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による命令は、措置命令書（様式第2号）により行うものとする。

(遵守事項)

第4条 条例第8条の規則で定める遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 他の利用者の通行の妨げ又は迷惑となる行為をしないこと。
- (2) スロープ、手すり、点字ブロック等の利用の妨げになる場所、昇降機の出入り口等にのぼり旗その他の物品を設置しないこと。
- (3) 張り紙又は張り札をしないこと。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に基づく許可等を受けた場合又は市の設置する掲示板に掲示する場合は、この限りでない。
- (4) 拡声器、マイク、アンプ等を使用する場合は、時間及び周辺の状態を確認し、他の利用者及び周辺環境に配慮すること。
- (5) 寝泊まりをしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の職員の指示に従うこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様

水戸市長

印

勧告書

あなたは、駅前広場において水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例（以下「条例」という。）第5条第 号に掲げる行為を行っています。

そのため、条例第6条第1項の規定により、直ちに下記の措置を講ずるよう勧告します。

なお、この勧告書を受け取り、直ちに勧告に係る措置をとらなかった場合は、条例第6条第2項に基づく措置命令を行うことがあります。

記

- 1 勧告事項
  - ・行為の中止
  - ・場所の移動（ ）
  - ・その他（ ）
- 2 勧告の理由

様

水戸市長

印

措置命令書

あなたは、年 月 日付け 第 号で発した勧告に従わず、水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例（以下「条例」という。）第5条第 号に掲げる禁止行為を継続したため、条例第6条第2項の規定により、下記のとおり直ちに措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に応じない場合は、条例第10条に基づき最大5万円の過料を科すことがあります。

記

- 1 命令事項
- ・行為の中止
  - ・場所の移動（ )
  - ・その他（ )

2 命令の理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。